



# 2022年3月1日午前0時より水際措置が変更になります。

なお、下記の内容は今後の国内外の感染状況等によって急遽変更となることがありますので、ご注意ください。

## 1. 入国後の自宅待機期間の変更

- (1) 検疫所の宿泊施設での待機対象となっている国・地域（以下「指定国・地域」という。）から帰国・入国する方で、新型コロナウイルス感染症のワクチンを3回接種していない方は、検疫所の宿泊施設での3日間待機を求めます。宿泊施設で受けた検査の結果が陰性であれば、退所後の自宅待機を求めないこととします。
- (2) 指定国・地域から帰国・入国する方で、ワクチンを3回接種していることが確認できる証明書を保持している方※は、原則7日間の自宅待機を求めますが、入国後3日目以降に自主検査を受け、陰性の結果を厚生労働省（入国者健康確認センター）に届け出て確認が完了した場合は、その後の自宅待機の継続は求めないこととします。
- (3) 指定国・地域以外から帰国・入国する方で、ワクチンを3回接種していない方は、原則7日間の自宅待機を求めますが、入国後3日目以降に自主検査を受け、陰性の結果を厚生労働省（入国者健康確認センター）に届け出て確認が完了した場合は、その後の自宅待機の継続は求めないこととします。
- (4) 指定国・地域以外から帰国・入国する方で、ワクチンを3回接種していることが確認できる証明書を保持している方※は、入国後の自宅待機を求めないこととします。

※ 有効なワクチン接種証明書を入国時の検疫で提示する必要があります（裏面に記載）。

※ 入国後10日間を経過するまでは、検温など入国者自身による健康状態の確認等を行ってください。

## 2. 入国後の公共交通機関の使用について

上記1の(2)及び(3)に該当する方は、入国後の待機のため自宅等まで移動する際は、公共交通機関の使用が可能となります。ただし、入国時の検査（検体採取時）から24時間以内に移動が完了し、かつ自宅等までの最短経路での移動に限ります。

公共交通機関を使用するに当たっては、マスクの着用、手指消毒、3密（密閉、密集、密接）を避けるなどの感染防止対策を徹底してください。

- ※ 入国者健康確認センターから連絡をとる場合があるため、「MySOS」をインストールする必要があります。
- ※ 検疫所又は保健所等から自宅待機の継続等について別途指示があった場合は、その指示に従う必要があります。
- ※ 3日目以降に受けた検査の結果が出るまでに数日を要する検査機関もありますので、必ずご自身でご確認の上、受検してください。
- ※ 上記1の(1)~(4)のいずれの場合も、陽性者、濃厚接触者となった場合は、自宅等での待機期間短縮の対象となりません。

## ●入国後の自宅待機期間の変更

滞在歴	有効なワクチン接種証明書	0日目 入国日	1~3日目	4~7日目
指定国・地域滞在歴あり	なし	検疫で検査	・検疫所の宿泊施設で待機 ・3日目退所時に施設で受ける検査結果が陰性であれば、待機期間終了	待機なし
	あり (指定のワクチンを3回接種したことが確認できるもの)	検疫で検査	・自宅等で待機 (3日目以降に自主検査しない場合)	
指定国・地域滞在歴なし	なし	検疫で検査	・自宅等で待機 (3日目以降に自主検査しない場合)	
		検疫で検査	・自宅等で待機 ・3日目以降に自主検査し、陰性結果を入国者健康確認センターに届出	待機終了のお知らせにより待機期間短縮
	あり (指定のワクチンを3回接種したことが確認できるもの)	検疫で検査	・待機なし	